



# 日本における2020年の学費減額運動の検討

光本, 滋

---

**(Citation)**

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

**(Issue Date)**

2021

**(Resource Type)**

research report

**(Version)**

Accepted Manuscript

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816>



## 日本における 2020 年の学費減額運動の検討

### The campaign for reduction of tuition in 2020 Japan

光本 滋 \*

MITSUMOTO Shigeru

キーワード：学費（授業料）tuition、学費減額運動 campaign for reduction of tuition、COVID-19 エピデミック COVID-19 epidemic、高等教育 higher education、無償教育の漸進的導入 progressive introduction of free education

#### はじめに

#### 課題と方法

本稿では、2020 年の日本において展開した学費減額運動の経緯、およびその中で学生が掲げた諸要求と大学の対応について整理する。そして、運動が提起した論点および有した意義を明らかにしたい。

対象とする学費減額運動は、学生（主体のほとんどは四（六）年制大学の学生であったが、大学院・短期大学・専修学校の学生もいた）が自校および政府に対して行った抗議・要求活動である。対象とする期間は、2020 年の 3 月からおおむね 7 月頃までである。この期間は、学費減額運動が各地で行われ、社会的な注目を集めることになった。

運動は、大学・政府に対する文書での申入れ、会見など伝統的な方法とともに、インターネットにより行われた。2020 年は、COVID-19 エピデミックにより集会や屋外でのデモを行うことは困難であった。代わって活用されたインターネットによる署名活動は、2020 年の運動の一大特徴だと言えるだろう。本稿では、学生と大学がやりとりした文書とともに、SNS による学生の発信も資料として用いた。学生の発信は、インターネット署名サイト Change.org における「キャンペーン」（個別の署名活動）に掲載されているものを中心とし、Twitter の記事を補助的に利用した<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> Change.org (<https://www.change.org/>) からは、2021 年 1 月 16 日・17 日の間に、「一律学費半額を求めるアクション」に参加した大学のキャンペーンの本文（要求書）を収集した。その後、2021 年 10 月 10 日から 10 月 24 日の間、「一律学費半額を求めるアクション」参加大学の「経過」（大学との交渉の経過報告など）、「一律学費半額を求めるアクション」参加大学以外の大学のキャンペーンの本文、Twitter (<https://twitter.com>) により確認することのできる学生の要求書、各大学の回答文書などを収集した。

## 用語について

学費の語は、大学等では日常的に使用されているが、その内容は一義的ではない。個別大学では、授業料および学生が大学に対して支払う料金（「納付金」）を指す場合が多いものの、「学生会費」「後援会費」など大学以外の団体が管理する諸会費など雑多な料金を含める場合もある。行政的には学費は広く就学にかかる費用とされている。学術用語である教育費と同義と見なしてよいだろう。

学費減額運動は以前から存在していたが、日本政府が国際人権 A 規約 13 条の留保を撤回した 2012 年以降は、運動においては「無償教育の漸進的な導入」（ないしは「無償化」）の語が多用されてきた。2020 年の運動にも「無償高等教育」を求める要素を認めることができる。ところが、2020 年、学生が要求したのは学費減額ではなかった。4 月に新学期を迎えたにもかかわらず授業開始が延期され、校内への立入りが禁止されたことに対して、学生は、施設・設備を感染リスクを伴わない方法で利用させること、決定に至った経緯を説明することなど、さまざまな要求を掲げた。学費減額はこれらの一つであり、大学が諸要求に応えない場合の要求として位置づけられる場合もあった。

にもかかわらず、大多数の要求活動は、授業料・施設整備費等の名目で支払っている学費の減額を求めていた。運動の中では、授業料のほか、「施設整備費」「教育充実費」「実習費」などの名目で大学<sup>2</sup>が学生に支払わせている料金、さらに「学生会費」「後援会費」など大学以外が経理している料金が広く減額・返還を求める対象とされた。これらを学費と呼ぶかは大学によりさまざまであるものの、学生の間では学費減額の語が広く用いられた。また、最終的に展開した大学横断的な運動においても学費の語が用いられた。このような点に注目し、本稿では一連の活動・運動を総称して「学費減額運動」と呼ぶことにする。

## 1 2020 年の学費減額運動

### 1-1 運動の経過

まず、運動の経過を概括的にふりかえっておきたい。

2020 年春、各大学は 2020 年 1 学期の授業の開始日や実施方法をどのようにするかを検討を重ねていた。3 月 24 日に文部科学省が学事日程の弾力的な扱いをしてよいことや 60

---

<sup>2</sup> 学生が大学に支払う費用を管理するのは学校法人、国立大学法人、公立大学法人などの法人、または公立大学を設置する地方自治体である。

時間を超えるオンライン授業により取得した単位も卒業要件に含めることなどを通知<sup>3</sup>すると、学期の開始を遅らせたり、学生のキャンパスへの立入りを禁止する措置を打ち出す動きが広がっていく。文科省はまた、各大学に対して高等教育修学支援新制度・貸与型奨学金における「家計が急変した学生等への支援」制度の周知などを行っている<sup>4</sup>。このように文科省が比較的早い時期に学生の経済的困窮に関する対応できた要因として、学生団体が学生の経済的困窮に関する調査を行い国会に届けていたことに注目すべきだろう<sup>5</sup>。

4月7日、政府は7都府県に新型コロナ対応の改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令した。16日には対象地域を全国に拡大した。このころ、いくつかの大学では、大学に対する要求と賛同署名の呼びかけがはじまっていた。最も早く署名を開始したのは、4月5日の青山学院大学の学生である。続いて、11日の立命館大学、13日の早稲田大学、14日、秋田公立大学、大東文化大学、15日多摩美術大学など4大学と続く。16日以降は件数が急増、1週間後の4月22日までに79大学となった<sup>6</sup>。

一方4月下旬まで、マスコミの関心は学生の経済的困窮ではなく、学生に対する風当たりの強さの方だったようである<sup>7</sup>。ここに一石を投じたのは、学生団体「高等教育無償化プロジェクト FREE」（以下、「FREE」と略す）であった<sup>8</sup>。4月22日、FREEは記者会見を行い、大学生らに対して行ったアンケートの結果などを発表した。ここで「学生の13人に1人が退学検討」していることが共同通信から配信され、全国紙などに掲載されたことにより、学生の困窮に対する社会的な関心が高まった。

さらに1週間後の4月29日には実に186大学で署名運動が行われることとなった。署名運動の件数は5月5日までに207大学に達した。うちわけは、私立195大学、国立8大

---

<sup>3</sup> 文部科学省高等教育局長「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」2020年3月24日。なお、一連の文科省通知等については、光本滋『2020年の大学危機—コロナ危機が問うもの—』クロスカルチャー出版、2021年5月において整理した。

<sup>4</sup> 文部科学省高等教育局学生・留学生課、総合教育政策局 生涯学習推進課「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について（周知）」2020年3月26日。

<sup>5</sup> 渡部昭男「「教育無償化」論議の経緯と特徴(4) —2020年第201回の国会審議から—」『大阪成蹊大学紀要』7巻、2021年2月、242頁。

<sup>6</sup> 署名の運動の実数を把握することは困難である。ここでは、「新型コロナによる校内閉鎖、オンライン授業に関する学費減額、返還を求める署名」日本私立大学教職員組合連合『日本私大教連・第33回定期大会議案書 資料編 [大会配布版]』2020年8月、による。

<sup>7</sup> 筆者の知る限りでは、全国紙において学生の経済的困窮を取り上げたのは2020年4月19日の『朝日新聞』朝刊記事、「大学封鎖、逆境の春 学生「学費減額して」」が最初である。

<sup>8</sup> FREEは2018年9月に結成。学費や奨学金に関して学生の実態を明らかにするためのアンケート、「ラリー」と呼ぶ街頭のスピーチで実態を伝える活動などを行っている。メンバーは専門学校や30以上の大学などの学生・大学院生130人、中心的に活動している者は30人程度。FREE「重い学費の負担、奨学金返済の恐怖 真の無償化を求め、「出る杭」になる」『Journalism』2020年3月号。

学、公立4大学である<sup>9</sup>。

5月4日、政府はさらに「緊急事態宣言」を5月31日まで延長することを決定した。これらの結果、2020年1学期、全国のほとんどの大学がオンライン授業を行い、かつ授業の大半がオンライン化された。オンライン授業の主たる目的は、感染症対策の観点から、学生をキャンパスに立入らせないことである。そのため、授業だけでなく大学の施設利用や課外活動も大幅に制約されることになった。2020年の学費減額運動は、これに対する学生の不満の表明を含むことが一大特徴である。

後に見るように、早いところでは、4月下旬になると学生が要望書と署名を提出し、大学との交渉を行っている。大学が学生の要求に応じて学費を減額・返還したケースはほとんど見当たらなかったが、大学も学生に対する給付金をはじめとする経済的な支援、その他の対策を示すようになった。

このような経過を経て、学生の要求運動は大学との交渉から、政府を相手とするものへ展開していった<sup>10</sup>。

## 1-2 学生の要求

学生の要求は大きく、給付金の支給、学費の減額・返還など経済的な要求と、図書館など施設を可能な限り利用させること、オンライン授業の受講環境を中心とする教育環境の整備、課外活動・就職活動を含む学生生活全般への支援、情報公開などにわかれる。経済的な要求を掲げていることは共通であるが、条件整備や情報公開に関する要求も初期の段階から見られる。

最も早く署名運動を開始した青山学院大学の学生は、要求項目として、「施設利用料の支払い免除」「通信環境・PCの支給」「部活・愛好会活動に対する支援」「救済奨学金の設立」の四つを掲げた。立命館大学の学生も、学費の返還と並んで「学費返還に関する明確な方針の提示」を要求した。大東文化大学の学生は、施設使用料、資格講座受講料、オリエンテーション合宿費など細かな費目毎を挙げながら、それらの返還とともに「学費の使用用

---

<sup>9</sup> 各大学の署名運動の開始日は、現在一部を除き確認することが困難である。ここでは開始日は、「新型コロナウイルスによる校内閉鎖、オンライン授業に関する学費減額、返還を求める署名」『日本私大教連・第33回定期大会議案書 資料編』（2020年8月、24-25頁）を典拠とした。

<sup>10</sup> 政府に対する要求運動は大きく二つにわかれて行われた。青山学院大学など学費減額を求める学生有志（「新型コロナウイルスの感染拡大によるキャンパス閉鎖とオンライン授業への移行を受けた学費減免に関する要望書」2020年4月22日）、および「一律学費半額を求めるアクション」（参加大学等は表1に掲載）である。

途の詳しい内訳（日割りで算出など）の開示」を求めた。また、「コミュニティが失われたことへの補償」「コロナウイルスの感染拡大の収束後、新歓イベント開催の確約」「後期も通常の授業が出来なくなった場合の大学の方針の説明」も要求事項としている。同志社大学の学生は、他大学の要求には見られない経済的要求として、「来年度春学期までに限定した休学費免除」を掲げた。このほか、「延期された健康診断等の実施」「証明書発行手続きの簡便化」「入校制限の措置が延長された場合、本学図書館の一時的開室をすること」等、多くの要求を提示している。

表1・表2では、2020年に行われた学費減額を要求する署名運動のうち、要求事項が判明しているものを一覧にした。ここには、大東文化大学、同志社大学のように学生が多数の要求事項を掲げた大学がある一方、シンプルに学費の減額・返還のみを求めた大学も少なくない。

### 1-3 大学の対応

4月下旬になると、既存の奨学金等とは別に学生に対して給付金を支給する大学があらわれた。4月16日、就実大学（岡山県）が3万円を給付することを発表した<sup>11</sup>。4月21日には、明治学院大学（横浜市）が全学生に一律5万円を給付することを発表した<sup>12</sup>。以後、多くの大学が学生に対して給付金を支給するようになっていく。

日本私立大学教職員組合連合書記局の調査によれば、学生に対する給付額は50000円が最も多く、102校中72校、次いで30000円が14校である。最高額は10万円（3校）であった<sup>13</sup>。日本私立大学協会が設置する私学高等教育研究所が行った調査においても同様の傾向が示された<sup>14</sup>。

これら学生に対する給付金は、大半が「教育環境整備」「学生支援」などの名目で行われた。一方「学費の返還・減額」を行った大学も少数ながら存在する。

その一つである釧路公立大学は、「釧路公立大学修学支援金」の名目で、すべての学生に対して20000円～65000円を返金した。内訳は「修学支援金20000円給付、および授業料

---

<sup>11</sup> 西井泰彦（学校法人就実学園理事長）「遠隔教育のための情報機器の取得費用等の支給について」2020年4月16日。

<sup>12</sup> 村田鈴音（明治学院大学学長）「新型コロナウイルス禍に対する明治学院大学の対応について」2020年4月21日。

<sup>13</sup> 【全学生対象】遠隔授業などの修学環境整備のための給付実施私立大学一覧 日本私立大学教職員組合連合前掲書、27頁。

<sup>14</sup> 白川優治「コロナ禍における学生の経済的状況の悪化とその支援の状況と課題」私学高等教育研究所『コロナ禍の私立大学』2020年11月、24頁。

1 カ月相当分を還付」したとされる。返金額に幅があるのは、「授業料 1 カ月相当分」は実際に支払った授業料の額から計算しているためである<sup>15</sup>。

和光大学は、「対面による授業実施が困難である」ことを理由に、表現学部芸術学科のすべての学生（休学者を除く）を対象に 2020 年度実験実習費を 4 割減免した。返金額は、2017 年度以降入学者は 2 万円、2016 年度以前入学者は 1 万 2 千円であった<sup>16</sup>。

東北芸術工科大学は、「修学支援に向けた授業料の一部返金」として、授業料に含まれる施設整備費分を学生に返還した。同大学の授業料は学科により年額 113 万 5 千円から 122 万円までの幅である。このうち施設整備費がいくらなのかは明示的ではない。事業報告書によれば、「授業料のうち施設使用料相当額を「リモート授業」に対応するための在宅学修支援金として 2,376 人に対し総額 76,004 千円（学生 1 人当たり約 30 千円）を返金した」。ただし、報告書は「財源は、事業の見直しや経費の削減などを通じて充当した」とも述べている。厳密に「施設整備費」相当分を計算したわけではないようである<sup>17</sup>。

京都芸術大学は、授業料等納付金のうち施設設備費の一部を段階的に返金することを決定した。その内容は、施設設備費の金額を月割りに換算し、大学への入構制限期間の月数に応じて返金するというものである。ただし、入構制限された月の施設設備費の全額が戻ってくるわけではなく、施設設備のうち学生が使用できる施設面積の割合（77%）を返還するというものである<sup>18</sup>。学生に対する返還予定額は、2020 年度入学者の場合、額が最も少ない文芸表現学科、アートプロデュース学科では 14000 円（7000 円×2 カ月）、最も多い映画学科、キャラクターデザイン学科、情報デザイン学科では 46000 円（23000 円×2 カ月）になる。大学院芸術研究科 芸術専攻修士課程では 40000 円（20000 円×2 カ月）、同博士課程では 20000 円（10000 円×2 カ月）である<sup>19</sup>。

#### 1-4 大学（学校法人）との交渉

大学に署名を提出したことまで確認できるのは、立命館大学（4 月 11 日開始、4 月 19

---

<sup>15</sup> 釧路公立大学では授業料を 4 段階（免除、4/3 減額、1/2 減額、1/4 減額）に減免している。「釧路公立大学修学支援金について」（<https://www.kushiro-pu.ac.jp/g1ubjq0000003d1q.html>）。

<sup>16</sup> 半谷俊彦（和光大学学長）「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学生への緊急経済支援について」2020 年 4 月 30 日（7 月 10 日追記）（<https://www.wako.ac.jp/news/2020/07/710.html>）。

<sup>17</sup> 「令和 2（2020）年度事業報告」（[https://www.tuad.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/2021\\_3-6-jigyohokoku.pdf](https://www.tuad.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/2021_3-6-jigyohokoku.pdf)）

<sup>18</sup> 「[通学課程] 2020 年度の就学支援に向けた「施設・設備費」の一部返金について」（<https://www.kyoto-art.ac.jp/news/info/546>）。

<sup>19</sup> 「2020 年度 芸術学部施設設備費一覧」（<https://www.kyoto-art.ac.jp/student/wp-content/uploads/2020/04/gakubu.pdf>）。

日提出)、上智大学(4月15日開始、4月22日提出)、明治大学(4月16日開始、5月5日提出)、東洋大学(4月17日開始、提出日不明)、成城大学(4月20日開始、提出日不明)である。これらの大学では、学生の署名提出の報告はあるものの、提出後の署名がどのように扱われたのか、また学生が大学の対応をどのように評価しているのかは不明である。

学生が署名を提出し、大学から応答があったことを確認できるのは、大東文化大学(4月14日開始)、同志社大学(4月15日)、多摩美術大学(4月15日開始)、東北学院大学(4月16日開始)、神奈川大学(4月16日開始)、宮城女学院大学(4月20日開始)、東京学芸大学(4月26日開始)、帝京大学(5月1日開始)である。これらのうち、同志社大学、多摩美術大学、東北学院大学、宮城学院女子大学では、署名にとりくんだ学生が大学側と対面で意見交換を行ったことを報告している。他の大学はメールによる文書のやりとりにとどまったようである。

以下、学生と大学との交渉の経緯が比較的詳しくわかるいくつかの例を見ていく。

## 大東文化大学

大東文化大学では、4月22日に学生が署名と嘆願書をメールにより大学へ送信した。これに対して、大学からは即日、「ホームページにある内容を確認してほしい」との返答があった。ホームページ記事の要点は、①学費の変更はない。②オンライン授業にかかる費用も学費に含まれる。③文科省の見解でも、学費は一定期間(卒業までの期間)に行われる教育サービスに必要な費用として負担を求めているものであるから、必ずしも返還すべきものではない、というものであった。この回答に対して、学生は、①大学が「入構禁止及びオンライン授業による学生側の不利益」に関して言及していないこと、②オンライン授業にかかる費用をすべて現在の在学者が負担するのは合理的でないことなどを挙げ、誠実な回答とは程遠いと評価した<sup>20</sup>。

大東文化大学の学生の発言は同日(4月29日)のNHKの番組でもとりあげられた。同日、大東文化大学は、「大東学生特別支援金」としてオンライン整備費5万を全学生に支給することを発表した。大学の決定を受け、学生は、「本キャンペーンのひとつの成果と云っていい」と述べている。同時に、「支給」と「返還」は別物であることを理由に運動を継続

---

<sup>20</sup> 永山凜(署名発起人)「大学側の返答」2020年4月22日、[change.org](https://change.org)「大東文化大学におけるコロナウイルスによる入構禁止及びオンライン授業について学費の返還を求めます!」の「進捗状況」



すべきではないかと考えていると述べ、署名の賛同者らに対して意見を求めた<sup>21</sup>。以後の詳細は明らかではないが、学生は運動を継続し、6月には大学（学務局長ら）と面談を行ったようである<sup>22</sup>。

## 同志社大学

同志社大学の署名は、他大学には見られないいくつもの要求項目を掲げて行われた（表2参照）。署名発起人が、署名提出後の大学の対応について詳しく報告している点も特徴的である<sup>23</sup>。大学側との懇談では、学生から「政府が大学が行う学費減額措置に対して補助金を出す方向で進めているが、これが予算案に盛り込まれた場合、減額を行うか」との質問が出された。大学側は、その場では「学長にそのような声が届いているということを伝える」と返答し、後日、学生に対して、文部科学省が進めている授業料等減免等に関する補助金（支援の所要経費の1/2以内を措置）への申請の検討を進めていることを連絡した。

## 東北学院大学

東北学院大学では、4月24日に学生が大学に署名を提出した。当日までの署名数は目標の1000筆に届いていなかったが、翌25日から大学が校内立入り禁止となるための対応だったという<sup>24</sup>。これに対して、4月30日までの間に大学の「回答」が示された。その内容は、①学費の減免、一部返還という学生の要求に応えることはできない。②今回の大学の措置は学生と教職員の安全確保、および政府・自治体の緊急事態措置の休業要請に基づく立入り禁止である。③したがって、今回の措置が債務不履行である、減額請求権を行使しようとの主張に対しては同意しがたい。④大学は社会的責務を果たすために遠隔授業実施の努力をしていることも理解してほしい、というものであった<sup>25</sup>。

以後も学生側は要求し続け、5月に学長と面談を行ったようである。面談の内容は詳らかではないが、授業料の内訳について再度説明を求めたところ、「保護者からそう入った問

---

<sup>21</sup> 永山凜「報告と相談」2020年4月30日（前掲「進捗状況」）。

<sup>22</sup> 永山凜「学務局長面談の報告」2020年6月8日（前掲「進捗状況」）。

<sup>23</sup> 「5月20日に行われた同志社大学との懇談についての報告 大学からの回答についての概要」（署名代表人一同）。

<sup>24</sup> 小高紗季（署名発起人）「1000名達成のお礼」2020年4月27日（change.org「東北学院大学における新型コロナウイルスによる措置に対する学費減額を求めます」の「進捗状況」）。

<sup>25</sup> 「回答」は一時期、大学のホームページにおいて公表されていたようであるが、現在は見るできない。ここでは、当該「回答」をコピーしたと見られるSNSの投稿（@Dkundayo\_2さん、2020年4月30日のツイート）を参照した。

い合わせはきていないので説明の必要がない」という返答であったと学生は述べている。この返答に関して、学生は、保護者が近日開催される「後援会総会」の書面議決のハガキにより大学に対する意見を述べる必要があると訴えている<sup>26</sup>。その後の経過は不明である。

## 東京学芸大学

東京学芸大学では、書面により複数回のやりとりが行われた。学生は、大学に対して、①学則に「学長が認める特別の事情がある場合は、授業料相当額を返還することができる」という趣旨の規定を加えること、②COVID-19に伴う学習権の侵害状況を「特別の事情」と認め、全ての学生に対して授業料の相当額を返還すること。相当額については学生と大学側の協議のうえで決定すること、③授業料返還により大学運営等に関係する費用の支払いに支障をきたす場合、文部科学省に運営交付金の増加など特例的な措置を求めること、を要求した。

これに対して大学は、①授業回数は不足しないこと、施設が利用できないことは事実であるが、授業料は施設利用費だけでなく大学運営の様々なところに利用されていること、実習や課外活動の制限に関しても、時期をずらして実施するなど検討していること、大学の施設利用制限は、感染リスクが高いため東京都が「基本的に休止を求める施設」に挙げていることも理由であることを挙げ、学則の改定はしないと回答した。さらに、②授業料の相当額の返還は、学則改定をしないため行わない、③文部科学省に運営費交付金の増加などを求めることも行わないとした<sup>27</sup>。

大学の回答に対して、学生は学生の経済的困窮に関する把握が不十分であることや、大学が新設した貸与奨学金（10万円）は、返済期限（2年）のうちに返済の見通しが持てない学生がいることを指摘、学習権保障の名宛て人は国であり、大学には国のその義務を実現するエージェントとしての責務があると指摘する書面を送り、あらためて見解を質した。さらに、国に対して定期的な実態調査、高等教育無償になるまでの期間と過程を明確にした計画を示すよう要請することを求めた<sup>28</sup>。

これらに関して、大学側は、授業料免除は申請者を網羅できるものではないことや、奨

---

<sup>26</sup> 小高紗季「近況について」2020年5月27日（前掲「進捗状況」）。

<sup>27</sup> 副学長（学部教育・学生支援担当）濱田豊彦「「東京学芸大学に授業料の返還と文部科学省に支援を求める会」として署名を集め、提出された要望について、以下の通り回答します。」2020年5月22日。

<sup>28</sup> 東京学芸大学に授業料の返還と文部科学省に支援を求める会「要求書」（5月22日付回答に対する要求書。文書名はついていない）2020年5月25日。

学金の返済期限は生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等の特例貸付や他大学における貸付制度を参考にしたと説明するのみであった<sup>29</sup>。また、学生の実態調査は大学の経営判断の一環として行うにとどめ、国に対する要望はしないとも述べた<sup>30</sup>。この間、学生は署名の趣旨に賛同する教員とともに小金井市議会に陳情を行い（6月23日採択）、文部科学省に「本学をはじめ国内の高等教育機関への特例的な予算の措置を行うこと」を求める「要求書」を提出した（7月13日）<sup>31</sup>。

## 署名が提出されなかった例／大学の受け取り拒否

学生が行った署名は、必ずしもすべてが大学に提出されたわけではなかった。

立教大学の学生は2020年4月16日にインターネットによる署名の募集をはじめた。その後、4月25日に大学が5万円の一律給付と各種奨学金についての通知をしたことを受け、署名の募集を締め切るとともに、集めた署名も「提出前に学校側から対応があったため」提出しないこととした<sup>32</sup>。拓殖大学では、4月18日に学生が署名の募集を開始した。署名発起人は、署名数が300人、500人と節目を迎えるたびに報告していたが、7月11日、独自の奨励金、遠隔授業の支援金、各種施設の開放等一定の成果を上げたことを理由に終了している。大学に対して署名を提出したとの報告は行われていない。

学生が署名を提出したにもかかわらず、大学が受け取りを拒否したケースもある。

和歌山大学では、学生が4月16日に署名を開始、400筆余りを集めた。しかしながら、大学はこの署名を受け取り拒否した。新聞報道によれば、不受理の理由は「学外者が含まれていたので学生の要望署名と言えない」ということである。和歌山大学の学生は7月に「わかやまの会」を結成、署名を和歌山市議会・県議会に提出し請願を行った<sup>33</sup>。

## 2 考察

---

<sup>29</sup> 濱田豊彦「回答」（5月25日付要望書に対する回答。文書名はついていない）2020年6月5日）。

<sup>30</sup> 濱田豊彦「回答」（6月27日付の学生の要望書に対する回答。文書名はついていない）2020年7月7日）。

<sup>31</sup> 東京学芸大学に授業料の返還と文部科学省に支援を求める会「新型コロナウイルスの感染拡大による 高等教育支援に関する要望書」2020年7月13日。

<sup>32</sup> 菅野翔佳（署名発起人）「【署名終了のお知らせ】たくさんのご協力ありがとうございます」2020年4月26日（change.org「コロナウイルスによる立教大学のオンライン授業・大学施設閉鎖に伴う春学期分の学費一部免除」の「進捗状況」）。

<sup>33</sup> 「学費半額、学生ら諸願県議会・和歌山市議会に署名 国への意見書提出求める」『朝日新聞』2020年9月16日付朝刊（和歌山全県版）。

## 2020年の学費減額運動の論点

### (1)学費の水準、内容の適切さ

学生が運動の中で表明した要求は、いくつかの重要な論点を含んでいた。そのうち、学費に関しては、日本の高等教育の学費負担はそもそも過大ではないかと問うもの、およびキャンパスへの立入り禁止をはじめとするコロナ危機への対応がとられる中で、学生に従来と同様の負担をさせることが適切であるかを問うものに大別できる。

前者に関しては、記述の通り「FREE」が4月22日の記者会見において公表したアンケート結果のうち「学生の13人に1人が退学を検討」<sup>34</sup>していることが新聞等によりクローズアップされ、大きな反響を呼んだ。父母らの収入の減少、学生のアルバイト機会の喪失といった2020年のCOVID-19エピソードにより生じた事態は、学費負担の大きさが深刻であることをあらためて印象づけたといえるだろう。さらに、各大学の学生の主張においても、これまでの学費負担が過大であるとの指摘が見られた（多摩美術大学・拓殖大学）。かねてから問題であった日本の大学における高い学費負担の是非が、コロナ危機を通じて問い直されたということができよう。

一方、後者は、キャンパス立入りが禁止されたことをきっかけに表面化した。すなわち、大学がこれまで学生に求めてきた施設整備費、教育充実費などの費用は、施設・設備を利用できない場合にも学生に負担させることが適切なのかが問われることになった。また、授業料に関しても、対面授業とは質の異なるオンライン授業が対面授業を前提に設定されていた授業料等に見合ったものであるか、多くの大学で学生が疑問を呈した。大学が学生に対して想定していた研究・教育環境を提供できない場合にも学費を負担させることが適切であるかは、2020年の状況が惹起した新たな論点であるといえるだろう。

### (2)大学が学費減額することの是非

学費減額は、学生の要求の中心であり、かつ大多数の大学が拒否したものであった。大学による学費減額の是非は2020年の学費をめぐる一大対立点であったとあってよいだろう。

学費減額の是非に関しては、すでに見た、(a)コロナ危機においてこれまでの学費の水準・

---

<sup>34</sup> FREEが行ったアンケート調査（「新型コロナウイルス感染拡大の学生生活への影響調査」調査期間4月9日～4月27日）の「アルバイト収入減や親御さんの収入減などで大学等をやめることを考えていますか？」という設問に対する「大いに考える」「やめることにした」「やめないが休学を検討」の合計。中間集計の段階で、学生の7.8%が「退学を検討している」（中間集計）と回答していたことを報じたもの。

内容を維持することが適切か、という点のほか、(b)学生が学費減額を請求しうる法的根拠の有無、(c)大学は学生に対して想定の研究・教育環境を提供できなくても、学生からの学費減額請求を免れうるか、が問われることになった。

学生からの問題提起に対して、各大学は学生の経済的困窮に関しては支援策を取るようになったものの、大半の大学は学費の減額・返還に関して否定的であった。

各大学が学費の減額・返還をしない理由とした挙げた事項は異なるが、以下五点に集約することができる。

- ①学生の校内への立入りの禁止は感染症対策として必要な措置であり、民法上の債務不履行には該当しない。
- ②学生に負担を求めている学費は卒業（学位取得）までの期間全体にかかる費用の総額を在籍期間で除したものであり、利用料の性格を持つものではない。
- ③オンライン授業の環境整備のためにも費用が生じている。
- ④実習や実技科目など緊急事態宣言下では実施できない形態の教育は、実施の条件が整った後行っていく。
- ⑤家計の急変など学生の経済的困窮への対応は別途行う。

①は東北学院大学、立命館大学が主張した。学生が、学生に施設を利用させなかったり、対面授業を行わないのは民法上の債務不履行にあたりと指摘したことに対する反論である。②は明治学院大学、早稲田大学、法政大学の説明において主張されたものである<sup>35</sup>。後に、日本私立大学連盟（私大連）の学費に対する見解とされた<sup>36</sup>。③も多くの大学で主張されたものである。早稲田大学は、これら追加費用を学生に請求しないのも、学費が施設の使用料や個別的なサービスの提供に対応するものではないからだと主張した。④は実習や実技の授業が中止を余儀なくされたことに対するものである。早稲田大学、法政大学は、これらも在学期間を通じて保障するものと述べている。

これら大学側の主張のうち、①は民法上の解釈に関する限り不当なものではないだろう。また、④・⑤も当面の措置としては妥当なものだろう。しかしながら、②のような考え方

---

<sup>35</sup> 村田鈴音「新型コロナウイルス禍に対する明治学院大学の対応について」前掲、田中愛治（早稲田大学総長）「早稲田大学の学費に関する考え方について」2020年5月5日（5月15日更新）、田中優子（法政大学総長）「本学の学費についての考え方」2020年5月15日。

<sup>36</sup> 日本私立大学連盟「私立大学の「対面授業再開」と「授業料等」に関する見解」2020年9月。

は、これまで大学団体から統一的に示されたことはなく、大学が積極的に主張してきたものでもない。現に、少数とはいえ施設整備費等を返還した大学があることも、すでに見た通りである。また、大学が主張するように、施設整備費等の名目で学生が負担している料金が当該年度のうちに全額消費されるわけではないとしても、そのことをもって当該の料金が使用料的な性格を持たないと主張しうるわけではないだろう。あえていうならば、②は 2020 年の学費減額運動に直面した大学が学費を返還しないために編み出した方便に過ぎないのではないだろうか。

とはいえ、これら大学側の主張に問題があるとしても、学生側が主張する通りただちに学費を減額すべきと断じることができない。学費の金額が適切であるかは、あくまでその使途や決定のプロセスに即して検証されていくべきことがらだからである。なお、学費の内容に関する説明は学生が要求するところでもあった（表 2 参照）。

### (3)学費の性格

学生は大学に対してのみ金銭的な補償を求めたわけではなかった。一部の大学（和歌山大学・拓殖大学・金沢大学・東京学芸大学<sup>37)</sup>では、学生が高等教育の権利を保障する責任は国にあることを主張し、大学も国に対して財政措置を要求するように求めた。こうした論理は、国の予算による一律の学費半額化、および大学等への予算措置の二つを柱とする「一律半額化アクション」に結実した。「一律半額化アクション」の趣意文書<sup>38)</sup>は、国による予算措置が、学生の出身階層・国籍、大学の規模や分野の違いにかかわらず、すべての学生と大学を守ることにつながるものであることを述べてい<sup>39)</sup>る。

一方、大学側も、国立大学協会・公立大学協会・私立大学連合会が連名し、留学生を含む正規学生に対する給付金の拡大、各大学が家計急変した学生に対して緊急に実施する授業料免除に対する支援、学生の自宅における通信環境の整備や通信料の負担に関する支援を要望した<sup>40)</sup>。学生の課程や所属組織の別を問わず公費による支援を求めている点は学生

---

<sup>37)</sup> このほか、同志社大学の署名発起人の学生も、新聞のインタビューに答え、最終的には減額分を国が補助する仕組みをつくってほしいと述べている。「同志社大生、学費減額求める ネットで署名活動 「国が補助を」」『朝日新聞』2020年4月24日付朝刊（京都地方版）。

<sup>38)</sup> 山岸鞠香（一律学費半額を求めるアクション代表）「国による一律学費半額と、高等教育機関への予算措置を求める要請書」2020年4月30日。

<sup>39)</sup> 運動が糾合する過程に関しては、光本『2020年の大学危機—コロナ危機が問うもの—』クロスカルチャー出版、2021年、82-89頁。

<sup>40)</sup> 国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会「新型コロナウイルス感染症に対応した学生への経済的支援に関する緊急要望」2020年5月11日。

側の要求と共通である。

とはいえ、この要望書と学生側の要求との間には無視することのできない溝が存在している。すなわち、学生側が公費支援の要求へと至る過程で絶えず学費の水準と内容を問題にしてきたのに対して、要望書が求める学費減免に対する公費支援は学生が経済的に困窮した場合に限られている。ここには私大連が主張した先の②の見解が影を落としているように思われる。

足立清人は、これら学生・大学が主張した内容の是非を問うには、在学契約が両者に課す義務の内容を明確にしていかなければならないとして、大学が提供する教育サービスの内容とあり方、究極的には大学の存在意義を改めて考えることも必要になると論じる<sup>41</sup>。この論が示すように、2020年の学費減額運動は、個別大学が在学契約上の義務を履行しているかにとどまらない、(d)学費の性格をどのように考えるかという論点を提起するものであった。このような個別大学のものを超えた学費のあり方を問う観点は、学費減額運動には見られたものの、大学側には乏しかったといわなければならない。

#### (4)学費減額運動の意義

各大学の学生に対する給付金の支給や学費の一部を返還・減額などの決定に際して、学生の要求活動はどのような影響を与えたのだろうか。早い段階で給付金を決定(2020年4月21日)した明治学院大学は、インターネットジャーナルの取材に対して、同大学の学生の署名運動(4月14日開始)の影響はないと回答している<sup>42</sup>。その一方で、明治学院大学は、「日常的に大学に届けられる学生や保証人の方々のご意見・ご要望は、大学としては傾聴に値するという立場にはございます」とも述べた<sup>43</sup>。ここで学生の署名と「日常的に届けられる意見」とを区別する論理は明確ではない。もし、学生の意見が代表性を有しているかを疑問視するのであれば、それは「日常的に届けられる意見」にも当てはまることになるだろう。

他の大学においても、給付金の支給や学費減免の拡大を行う理由として、学生の要求があったことを挙げている大学はないようである。しかしながら、学生の要求はさまざまな

---

<sup>41</sup> 足立清人「新型コロナウイルス感染症による混乱のなかでの大学「在学契約」についての覚書」『北星学園大学経済学部北星論集』第60巻第2号(通巻第79号)2021年3月。この論考は本節をまとめるにあたり大変参考になった。

<sup>42</sup> J-CAST ニュース「署名活動の影響はあったのか? 明治学院大、全学生5万円「英断」の根拠」2020年4月24日(<https://www.j-cast.com/2020/04/24384911.html?p=all>)。

<sup>43</sup> 同上。

ルートで大学の意思決定に影響したと考えられる。

2020年の学生の運動は、新聞、インターネットジャーナルも注目した。全国紙の中で学費減額署名を最初に取り上げたのは、4月19日付の朝日新聞であった<sup>44</sup>。ただし、ここでは大学名など具体的なことは述べていない。記述の通り、4月22日、「FREE」が記者会見を行いアンケート結果を公表して以降、学生の経済的困窮および経済的支援の必要に関する社会的関心は高まった。新聞各紙も独自に学生らに対する取材を行うとともに、各地で行われている学生の要求運動を個別に取り上げるようになっていく<sup>45</sup>。

一連の報道は当時自宅や研究室などで孤立して業務を行っていた教職員の耳目にも入り、足下では運動が起きていない大学の意思決定にも少なからず影響したのではないだろうか。その証拠に、学費の一部返還を行った4大学（釧路公立大学、東北芸術工科大学、和光大学、京都芸術大学）はいずれも署名運動が起きた大学のリストに名を連ねていない。

このほか、インフォーマルなかたちであるが、学生の行動が教員を動かし、大学の意思決定プロセスに影響した例があったことが学生から報告されている<sup>46</sup>。2020年の学費減額運動とそれに対する大学の対応は必ずしも噛合うところが多くはなかったものの、学生の要求が大学の学費のあり方に少なからぬ影響を及ぼしたことは間違いないだろう。

## おわりに

本稿で見てきたように、2020年の学費減額運動は特筆すべき論理を持つものであった。また、大学と社会に少なからぬインパクトを及ぼした。

とはいえ、2020年の学費減額運動が無償高等教育の導入にいかなる役割を果たすものとなったかを見定めるには、なお時間を要する。2021年、依然として学生の経済的状況は厳しい。首都圏、関西圏など大都市圏を中心に、多くの大学がキャンパス立入り禁止を続けていった。にもかかわらず、学費を減額したり給付金を支給する大学（および給付額）

---

<sup>44</sup> 前掲「大学封鎖、逆境の春 学生「学費減額して」」『朝日新聞』2020年4月19日付朝刊（社会面）。

<sup>45</sup> 「同志社大生、学費減額求める ネットで署名活動「国が補助を」」『朝日新聞』2020年4月24日付朝刊（京都地方版）、「親が減収、バイト先休業…大学生困窮「学費減免を」 運動拡大、100校で要求」『毎日新聞』2020年4月28日付朝刊（社会面）、「京大ネット授業、給付金求め署名 学生ら提出」『毎日新聞』2020年5月6日付朝刊（京都地方版）、「大学生 バイト収入打撃 愛媛大サークル調査「減った」「ゼロ」6割」『読売新聞』2020年5月12日付朝刊（愛媛地方版）など。フリージャーナリストの記事としては、石渡嶺司「「#学費返還運動」に苦慮する大学～就実・明治学院は神対応も」2020年4月23日。 <https://news.yahoo.co.jp/byline/ishiwatarireiji/20200423-00174838> がある。

<sup>46</sup> 東洋大学 学費減額を求める会「9万円ならず、5万円の給付金 決定」2020年4月27日（[change.org](http://change.org)「東洋大学へ。大学施設閉鎖による春学期分学費減額の要望」の「進捗状況」）。



は 2020 年よりも減っているようである。一方、学生の大学に対する要求運動も沈静化している。

2020 年の運動が提起した学費に関する諸論点が、その後大学でどのように深められ、大学のあり方に影響したのかを検証していかなければならない。これは一義的には当事者である学生および大学が行うべき課題だろう。そのための主体を学費減額運動をきっかけとしてつくられた組織、学生と大学の協議の場の中に探ることが必要になる。

## 謝辞

本研究は JSPS 科研費 19K02864 の助成をうけたものである。

---

## \* 著者紹介

光本 滋（みつもと・しげる）

北海道大学大学院教育学研究院 准教授（教育学・高等教育論）。近著：共著『歴史の中の東大闘争』本の泉社 2019 年、単著『2020 年の大学危機 コロナ危機が問うもの』クロスカルチャー出版 2021 年。メールアドレス：mitumoto@edu.hokudai.ac.jp。

表1 学費減額を求める署名運動（開始日順）

2021.11 光本作成

No.	大学	私 立 ・ 国 立	Change.org キャンペーンの名称	要求							経過	開始 日 <sup>1</sup>
				学 費 減 額 ・ 返 還 <sup>2</sup>	他 の 経 済 的 要 求 <sup>3</sup>	オ ン ラ イ ン 支 援	他 の 支 援	学 則 関 連	国 の 財 政 支 出	説 明		
1	青山学院大学	私	新型コロナウイルス感染拡大防止のためにキャンパスに通学出来ない青山学院大学学生に対して大学側からの支援を求めます。	●	○	○	○				4/28 提出	4/5
2	立命館大学	私	状況問わず、全ての学生に対して公平に学費の一部返金を求めます。	○						○	4/19 請願	4/11
3	大東文化大学	私	大東文化大学におけるコロナウイルスによる入構禁止及びオンライン授業について学費の返還を求めます	●	○ △		○			○	* <sup>4</sup>	4/14
4	同志社大学	私	大学は学費を減額せよ	●	○		○			○	*	4/15
5	多摩美術大学	私	新型コロナウイルスの影響を考慮した通信授業を行うことに関して、多摩美術大学に学費減免を求めます。	○							大学と面談	4/15
6	上智大学	私	上智大学に学費一部減額・一部返金を求めます！新型コロナウイルスによる休講期間に関して	○						○	4/22 署名提出	4/15
7	東北学院大学	私	東北学院大学における新型コロナウイルスによる措置に対する学費減額を求めます	○			○				学長と面接 *	4/16
8	和歌山大学	国	【緊急】和歌山大学は、コロナウイルスによって先行きが不透明な状況下で、授業料を徴収しないで下さい。大学教育の質の確保について、学生にきちんとした説明を行って下さい	○	△				○	○	大学が受取り拒否 *	4/16
9	関西大学	私	関西大学へ学費の一部免除を求めます！	○	○ △	○				○	*	4/16
10	明治学院大学	私	コロナウイルスによって生じた大学施設閉鎖による春学期分の学費一部免除	○								4/16
11	立教大学	私	コロナウイルスによる立教大学のオンライン授業・大学施設閉鎖に伴う春学期分の学費一部免除	○							提出せず	4/16
12	明治大学	私	新型コロナウイルスの影響下でより良い学生生活を送るための要望書	●	○		○			○	5/5 要求書提出	4/16
13	東洋大学	私	東洋大学へ。大学施設閉鎖による春学期分学費減額の要望	○							署名・要望書提出 *	4/17
14	日本大学	私	日本大学に学費一部減額の要望！新型コロナウイルス感染拡大による施設閉鎖に関して	○								4/17
15	駒澤大学	私	駒澤大学における新型コロナウイルスによって生じた大学施設閉鎖に伴う学費一部免除を求めます！	○							*	4/18
16	拓殖大学	私	拓殖大学に今年度の学費減額を求めます	●		○		○	○	○	成果あり終了	4/18

											*	
17	中央大学	私	中央大学は学費を減額せよ	●	○	○					*	4/18
18	法政大	私	新型コロナの流行に伴う、法政大学のキャンパス閉鎖と授業のオンライン化に対する学生への学費減額等の支援を求めます	○		○					*	4/19
19	神奈川大学	私	春学期の学費納入、施設設備資金について								大学から返信 *	4/19
20	國學院大學	私	國學院大學学費減額要求	●	○ △						*	4/19
21	桃山学院大学	私	桃山学院大学コロナ被害に対する学費の減額 返還	●							*	4/19
22	慶應義塾大学	私	慶應義塾大学に学費減額を要求します。(学生・関係者のみ署名可)	●					○		*	4/20
23	共立女子大学	私	共立女子大学に学費の一部減額・一部返金を求めます。	○							*	4/20
24	成城大学	私	成城大学に学費減額を求めます！コロナウイルス対策に伴うキャンパス閉鎖・オンライン授業実施の影響を考慮してください！	○					○		署名・要望書提出 *	4/20
25	跡見学園女子大学	私	跡見学園女子大学に対する学費（設備費）の返還	○							*	4/20
26	宮城学院女子大学	私	宮城学院女子大学の学費一部減額または返還を！	○		○	○				学長から返信 *	4/20
27	名古屋商科大学	私	名古屋商科大学 学費・施設利用料（教育充実費）の減免を求めます！	○					○		*	4/21
28	京都文教大学	私	京都文教大学に対し学費の減額等を求める署名活動（京都文教大学学生会）	●			○		○		*	4/21
29	椙山女学園大学	私	椙山女学園大学における学費一部返還について	○								4/21
30	金沢大学	国	金沢大学：全学生対象の支援と制度の改善請求を！		△				○		*	4/22
31	同志社女子大学	私	同志社女子大学の学生への施設費および授業料の返還要求	●	○							4/22
32	日本体育大学	私	日本体育大学 学費減額及び返還 要望	○							*	4/23
33	北海学園大学	私	北海学園大学新型コロナウイルス対策本部: 新型コロナウイルス感染症による、遠隔授業への移行を受けた学費減免と真摯に遠隔授業に取り組んでくれた教員への配慮を求めます。	●				○			*	4/24
34	尚綱学院大学	私	尚綱学院大学において新型コロナウイルスの措置に対し学費減額を求めます。	○							*	4/25
35	東京家政大学	私	東京家政大学に学費減免や学生への支援をを求める署名	○	△	○	○	○			*	4/25
36	中京大学	私	中京大学に学費減免をを求める署名運動	○	△	○	○		○			4/25
37	東京学芸大学	私	東京学芸大学に授業料の返還と文部科学省に高等教育機関への予算措置を求める	●				○	○		*	4/26
38	清泉女子大学	私	清泉女子大学における新型コロナウイルスによるキャンパス入構禁止、オンライン授業への移行に対して学費減額をを求める署名活動	○	○			○			*	4/27
39	福岡大学	私	福岡大学に対して学費の一律減免を求めます	●	○							4/28
40	東京農工大学	国	東京農工大学に学生への経済的支援をを求める署名運動	●	○	○	○		○		*	4/28
41	帝京大学	私	新型コロナウイルスによる影響に伴い、帝京大学に学費減額を求めます！	○		○			○		署名提出。大学はメールで回答 *	5/1
42	早稲田大学・慶應義塾大学	私	新型コロナウイルスによる早稲田大学・慶應義塾大学のキャンパス閉鎖とオンライン授業への移行を受けた、学費減額をを求める署名活動	●	○ △			○				不明

表 2 経済的要求以外の要求

2021.11 光本作成

青山学院大学	部活・愛好会活動に対する支援
同志社大学	臨時措置により延期された健康診断等の実施に努めること、証明書発行手続きの簡便化すること、新型感染症に関する本学の重要決定をメールによって通知すること、入校制限の措置が延長された場合、本学図書館の一時的開室をすること
國學院大學	コロナウイルス特別奨学金の設立及び給付奨学金の受給条件に含まれる『学力基準』の基準引き下げ
宮城学院女子大学	『皆さんの学生生活を守るための10の約束』の早急な施行
京都文教大学	学費の内訳の開示、オンライン聴講制度の導入、SA等への補償および労働環境の整備、自治会との継続的な協議
東京家政大学	感染症拡大における影響から全ての学生の学修の機会を守ること
中京大学	自宅、下宿先、学外ネットワークからでも学認アカウントでアクセスできるよう新聞電子版 例（中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞）電子ブック、電子データベースの拡充、在学生全員への給付型の支援金、家計が急変した学生に特別な奨学金による救済措置の検討
東京農工大学	COVID-19 終息後、新入生歓迎イベント等中止になったイベントの実施の確約

1 開始日はいずれも 2020 年。「新型コロナによる校内閉鎖、オンライン授業に関する学費減額、返還を求める署名」『日本私大教連・第 33 回定期大会議案書 資料編』（24-25 頁）による。同一大学で複数の署名運動が行われた例もあるため、私大教連の資料が当該の署名と一致しないことがありうる。

2 「○」は「学費」と表現、「●」は「授業料」「施設整備費」等と表現して、減額・返還を要求。

3 「○」は奨学金の創設の給付の要求、「△」は学費の支払期限延期の要求。

4 \*は署名発起人が 2020 年 5 月 8 日までに「一律学費半額を求めるアクション」へ参加。一律半額化アクションには、この表にあるもの以外に以下の大学等の学生（署名発起人）が参加している。京都建築大学校・大妻女子大学・弘前大学・群馬大学・東京工業大学・千葉大学・東京医科歯科大学・早稲田大学・一橋大学・佛教大学・亜細亜大学・東京理科大学・聖徳大学・研究の最前線に立つ大学院生の学費減免を求める会・未来の医療従事者不足を防ごう。山岸鞠香（一律学費半額を求めるアクション 代表）「国による一律学費半額と、高等教育機関への予算措置を求める要請書」2020 年 4 月 30 日によれば、『一律学費半額を求めるアクション』参加者は全「41 校」（法政大学に二つの署名があり、それぞれ 1 校とカウント）。『#COVID19 学費問題』グループ参加者数（2020 年 4 月 29 日現在）は 126 人。グループに入っている学生が在籍する大学は 66 大学。参加者の各大学学費減額署名の一覧と署名数（2020 年 4 月 28 日正午時点）は、30 大学 17116 筆。